

堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「サービス推進部」を「総務部」に、
事業サポート課」総務課」
「人事係」を「人事係」に、「財産活用係」を「財産活用係」に、
理財・会計課」サービス管理部」
「水運用管理課
水運用係
「水運用管理課」を施設係」に、
設備係
水質係」

「三宝水再生センター	「三宝水再生センター
維持第一係	維持管理係
維持第二係	ポンプ場管理係
維持第三係	包括委託管理係
水質係	水質係
水処理係	水処理係
水質規制係	下水道水質管理課
水質管理係	水質規制係
堅川下水ポンプ場管理係	水質管理係」
浜寺下水ポンプ場管理係」	

第4条第1項第1号中「及びサービス推進部」を「、総務部及びサービス管理部」に改め、同項第2号中「及び工事検査担当課長」を削る。

第7条上下水道局経営企画室の分掌事務を定める部分第9号及び第19号中「お客さま」を「利用者」に改め、同局サービス推進部の分掌事務を定める部分中「サービス推進部」を「総務部」に改め、同部事業サポート課の分掌事務を定める部分を次のように改める。

総務課

- (1) 職員の出退勤の記録の整理に関すること。
- (2) 職員に係る諸証明に関すること。

- (3) 手当の認定に関すること。
- (4) 給与等（退職手当を含む。）の支給に関すること。
- (5) 給与等（退職手当を含む。）に係る税の源泉徴収及び特別徴収に関すること。
- (6) 職員の社会保険に関すること。

総務係

- (1) 上下水道事業管理者の秘書に関すること（経営企画室の所管に属するものを除く。）。
- (2) 文書事務の総括に関すること。
- (3) 企業管理規程の制定及び改廃に係る調整及び総括管理に関すること。
- (4) 情報公開及び個人情報保護に係る調整に関すること。
- (5) 公印の総括管理に関すること。
- (6) 内部統制に関すること。
- (7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審理に関すること。
- (8) 局本庁舎の維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9) 局内及び部内の連絡調整に関すること。
- (10) 他の部、部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

人事係

- (1) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 職員研修に関すること。
- (4) 職員の給与制度に関すること。
- (5) 職員の福利厚生に関すること（社会保険に関するものを除く。）。
- (6) 労働安全衛生に関すること。
- (7) 公務災害に関すること。
- (8) 労働組合に関すること。
- (9) 局の組織及び職務権限に関すること。

理財・会計課

会計係

- (1) 基金に関すること。
- (2) 出納に関すること。
- (3) 資金計画に関すること。

契約係

- (1) 工事及び委託業務等の契約に関すること。
- (2) 契約事務の総括指導及び調整に関すること。
- (3) 物品の購入及び不用品の売却に関すること。

財産活用係

- (1) 公有財産の取得、管理及び処分に係る事務の総括調整に関すること。
- (2) 水道事業に係る土地の境界確認、不動産の登記手続、不動産の買入れ及び物件移転その他の補償に関すること。
- (3) 車両の総括管理及び賠償事務に関すること。
- (4) 上下水道施設に係る事故に伴う賠償事務に関すること。
- (5) 車両及び上下水道施設の保険事務に関すること。
- (6) 貯蔵品（水道メーターを除く。）に関すること。
- (7) 財産の有効活用に関すること。
- (8) 課内の他の係の所管に属しないこと。

第7条上下水道局サービス推進部事業サービス課の分掌事務を定める部分の前に次のように加える。

サービス管理部

- (1) 部の危機管理に関すること。
- (2) 部のDX推進に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部事業サービス課事業管理係の分掌事務を定める部分第3号中「公共下水道及び再生水の使用料等」を「下水道使用料」に改め、同部分第5号中「お客さま」を「利用者」に改め、同部分第6号中「課内」を「部内の他の課及び課内」に改め、同号を同部分第7号とし、同部分第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 部内の連絡調整に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部事業サービス課業務係の分掌事務を定める部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条上下水道局水道部水道事業調整課事業係の分掌事務を定める部分中第6号及び第7号を削り、同課技術管理係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

- (4) 水道の機器材選定に関すること。

第7条上下水道局水道部水道建設課の分掌事務を定める部分中第4号を第5号とし、第2号及び第3号を1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 電算システムの保守点検に関すること。

第7条上下水道局水道部水道保全課改良係の分掌事務を定める部分第1号中「水道管の仮移設に係る工事（下水道工事に含めて発注するものに限る。）」を「下水道工事に伴う水道管移設工事」に改め、同部水運用管理課の分掌事務を定める部分を次のように改める。

水運用管理課

水運用係

- (1) 水運用に関すること。
- (2) 所管の水道施設（施設係及び設備係の所管に属するものを除く。）の維持管理に関すること。
- (3) 受水契約に関すること。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

施設係

- (1) 所管の水道施設の整備に係る実施計画に関すること（設備係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 所管の水道施設の整備改良工事に係る設計及び施行に関すること（設備係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 所管の水道施設の建築物等に係る維持管理に関すること。

設備係

- (1) 所管の水道施設の機械、電気及び計装設備の整備に係る実施計画に関すること。
- (2) 所管の水道施設の機械、電気及び計装設備の整備改良工事に係る設計及び施行に関すること。
- (3) 所管の水道施設の機械、電気及び計装設備に係る維持管理に関すること。

水質係

- (1) 水質検査及び水質管理に関すること。
- (2) 水質に係る情報の収集、調査及び研究に関すること。

第7条上下水道局下水道管路部下水道事業調整課事業係の分掌事務を定める部分第5号中「事業サポート課」を「理財・会計課」に改め、同局下水道施設部下水道施設課施設管理係の分掌事務を定める部分第2号中「公共下水道の」を「下水道施設課の所管に属する管理用地の維持管理及び」に改め、同部分第3号中「統括」を「総括」に改め、同部三宝水再生センターの分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

- (1) 水再生センター、下水ポンプ場等の沈砂・し渣処分に関すること。

第7条上下水道局下水道施設部三宝水再生センター維持第一係の分掌事務を定める部分中「維持第一係」を「維持管理係」に改め、同部分第1号中「下水及びし尿」を「三宝水

再生センターにおける下水及びし尿」に改め、同部分第4号を第5号とし、同部分第3号中「維持管理」の次に「及び占用等」を加え、「維持第二係及び維持第三係」を「ポンプ場管理係及び包括委託管理係」に改め、同号を同部分第4号とし、同部分第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 三宝水再生センター及び古川下水ポンプ場に係る業務の委託に関すること。

第7条上下水道局下水道施設部三宝水再生センター維持第二係の分掌事務を定める部分中「維持第二係」を「ポンプ場管理係」に改め、同部分第2号中「の運転業務に係る」を「（古川下水ポンプ場を除く。）に係る業務の」に改め、同部分第3号中「維持管理」の次に「及び占用等」を加え、同センター維持第三係の分掌事務を定める部分中「維持第三係」を「包括委託管理係」に改め、同部分第3号中「維持管理」の次に「及び占用等」を加え、同センター水処理係の分掌事務を定める部分第1号中「下水処理施設及びし尿処理施設」を「三宝水再生センター及び古川下水ポンプ場」に改め、同センター水質規制係、水質管理係、堅川下水ポンプ場管理係及び浜寺下水ポンプ場管理係の分掌事務を定める部分を削り、同部の分掌事務を定める部分に次のように加える。

下水道水質管理課

水質規制係

- (1) 事業場排水の水質監視及び規制に関すること。
- (2) 公共下水道の幹線の広域監視に関すること。
- (3) 除外施設の設置に係る指導に関すること。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

水質管理係

- (1) 公共下水道施設に係る水質調査に関すること。
- (2) 事業場排水及び公共下水道施設の水質検査に関すること。
- (3) 水質行政の企画立案に関すること。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

担当課長を置く組織	名称	所掌する組織又は事務	担当課長を統括する職	人数
上下水道局	技術力強化担当課長	上下水道局の分掌事務を定める部分第2号から第7号までに掲げる事務	上下水道局次長（技術監理担当）	1人

経営企画室	経営マネジメント担当課長		経営企画室の分掌事務を定める部分第1号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる事務	経営企画室長	1人
	事業マネジメント担当課長		経営企画室の事務分掌を定める部分第6号及び第11号から第14号までに掲げる事務		1人
	危機管理・広報広聴担当課長		経営企画室の事務分掌を定める部分第15号から第20号までに掲げる事務		1人
	広域・公民連携・DX推進担当課長		経営企画室の事務分掌を定める部分第21号から第25号までに掲げる事務		1人
総務部	総務課	人事労務担当課長	人事係	総務部長	1人
サービス管理部	給排水設備課	排水設備調整担当課長	(1) 管理系の事務分掌を定める部分第1号（指定排水設備工事に係る事項に限る。）に掲げる事務 (2) 審査系の事務分掌を定める部分第2号、第3号（排水設備に係る事項に限る。）及び第6号（公共下水道管等に係る事項に限る。）に掲げる事務 (3) 検査系の事務分掌を定める部分第1号（排水設備工事に係る事項に限る。）、第4号（排水設備工事に係る事項に限る。）、第6号及び第7号に掲げる事務 (4) 水洗化促進係	サービス管理部長	1人
水道部	水道建設課	再整備担当課長	水道建設課の事務分掌を定める部分第4号及び第5号に掲げる事務	水道部長	1人

	下水道施設部	三宝水再生センター	ポンプ場・包括委託担当課長	(1) ポンプ場管理係 (2) 包括委託管理係	下水道施設部長	1人
--	--------	-----------	---------------	----------------------------	---------	----

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市上下水道局事務分掌規程第7条により次表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、担当課長、参事、課長補佐、主幹、係長、担当係長、主査、副主査その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる新組織に属すべき組織の長、担当課長、参事、課長補佐、主幹、係長、担当係長、主査、副主査その他の職員として、この規程により発令されたものとみなす。

左欄（旧組織）		右欄（新組織）	
サービス推進部	事業サービス課	サービス管理部	事業サービス課
サービス推進部	給排水設備課	サービス管理部	給排水設備課